

専門医療機関連携薬局（がん） 認定基準適合表

実績の対象期間： 年 月～ 年 月

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第2項第1号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備 	別紙（ ）のとおり
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第2項第2号） <p>※該当する項目をチェックすること</p> <input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造（ ）	別紙（ ）のとおり
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加（第3項第1号） ・ 前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第3項第2号） 主な連携先の医療機関 名称①： _____ 所在地①： _____ 名称②： _____ 所在地②： _____ 会議の名称： _____	
4	上記の報告及び連絡した実績（第3項第3号） <p>過去1年間のがん患者総数（ ）人 うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に 報告及び連絡した患者数（ ）人 （参考）報告及び連絡した情報提供回数 年間（ ）回</p>	別紙（ ）のとおり
5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第3項第4号） <p>利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を 示した手順書等の写し（該当部分）を添付</p>	別紙（ ）のとおり
6	開店時間外の相談に対応する体制（第4項第1号） <p>開店時間 平日 : ~ : 土曜 : ~ : 日祝日 : ~ :</p> 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 文書により交付 <input type="checkbox"/> 薬袋に記入	別紙（ ）のとおり
7	休日及び夜間の調剤応需体制（第4項第2号） <p>自局での対応時間 休日 : ~ : 平日（休日） : ~ :</p> 地域の調剤応需体制がわかる資料を添付 （参考）過去1年間の調剤の実績（ ）回	別紙（ ）のとおり

8	在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第4項第3号）	がんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書 等の該当箇所の写し（該当部分）を添付 （参考）過去1年間のがんに係る医薬品提供の実績（　　）回	別紙（　）のとおり
	9	麻薬の調剤応需体制（第4項第4号）	<input type="checkbox"/> ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 麻薬小売業者の免許証の番号（　　） <input type="checkbox"/> 免許証原本の提示 （参考）過去1年間の調剤の実績（　　）回
10	医療安全対策（第4項第5号）	医療安全対策の概要　※該当する項目をチェックすること	
	<input type="checkbox"/> 医薬品に係る副作用等の報告 （参考）過去1年間の報告回数（　　）回		
	<input type="checkbox"/> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加 （参考）過去1年間の報告回数（　　）回		
	<input type="checkbox"/> その他の取組 具体的な医療安全対策の内容（　　）		
11	・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第4項第6号） ・がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師（第4項第7号） ・がんに係る専門的な内容の研修の受講（第4項第8号）	常勤として勤務している薬剤師数（6号）	（　　）人
	継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数（7号）	（　　）人	
	第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧 第9号の研修実施計画	別紙（　）のとおり	
12	地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施（第4項第9号）	研修の実実施計画の写しを添付	別紙（　）のとおり
	13	地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供（第4項第10号）	情報提供先（　　） ※情報提供を行った内容の写しを1回分添付する。

認定基準適合表の記載要領

実績の対象期間は、認定申請又は認定申請更新の前月までの1年間とする。実績以外は申請時時点の状況を記載する。

1 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（規則第10条の3第2項第1号）

構造がわかる図面、写真等を添付すること。なお、配慮の内容がわかるよう、必要に応じてその旨を記載すること。

〈基準〉

- ・「個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備」とは、個室に限らず、服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れていて、プライバシーに配慮した場所であれば要件を満たすとみなし得るものであること。

2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第2項第2号）

構造がわかる図面、写真等を添付すること。なお、配慮の内容がわかるよう、必要に応じてその旨を記載すること。

〈基準〉

- ・利用者に配慮した構造であること
（例1）利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置
（例2）入口に段差がない
（例3）車いすでも来局できる構造であること。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定に基づく建築物移動等円滑化基準も参考にすること。

3 がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加（第3項第1号）

前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第3項第2号）

「主な連携先の医療機関」は、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡しているがんに係る専門的な医療機関の名称及び所在地を記載すること。医療機関は可能な限り複数記載すること。医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載すること。

「会議の名称」は、過去1年間に参加した連携先の医療機関が開催した会議の名称を記載すること。

〈基準〉

- ・「傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関」とは、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関であること。

〈広島県における当該医療機関〉

広島県HP→広島がんネット→がん診療連携拠点病院

4 上記の報告及びに連絡した実績（第3項第3号）

過去1年間の実績として該当する人数を記載すること。がん患者は、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。報告及び連絡した際の資料（情報提供文書等）の写しを1回分添付することとし、個人情報に該当する箇所はマスキングすること。

参考として、がん患者に係る情報を報告及び連絡した回数を記載すること。

〈基準〉

- ・「報告及び連絡した実績」は、当該薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうち、半数以上のがん患者について行っていること。・「報告及び連絡させた実績」とは、次に掲げるものは含まれないこと。

ア 医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供

イ 利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供

ウ 服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載

エ 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第24条に基づく疑義照会

- ・報告及び連絡した際の資料例として、次が挙げられる。
トレーシングレポート（服薬情報提供書）《広島県版》

- 5 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第3項第4号）
他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する方法等を示した手順書等の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付すること。

〈基準〉

- ・他の薬局に利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等の使用に関する情報を報告及び連絡するための方法等を明確にしておくこと。

- 6 開店時間外の相談に対応する体制（第4項第1号）
「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載すること。
「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等の例を添付すること。

- 7 休日及び夜間の調剤応需体制（第4項第2号）
「自局での対応時間」は休日及び平日における夜間の対応時間を記載すること。
「地域における調剤応需体制」は具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付すること。
参考として、休日及び夜間に調剤対応した過去1年間の回数（実績がない場合はその旨）を記載すること。

- 8 在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第4項第3号）
他の薬局開設者の薬局からの求めに応じてがんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付すること。
参考として、過去1年間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じてがんに係る医薬品を提供した回数（実績がない場合はその旨）を記載すること。

- 9 麻薬の調剤応需体制（第4項第4号）
麻薬小売業者の免許証の写しを添付すること。なお、添付できない場合は、免許番号及び免許年月日を余白に記載すること。
参考として、過去1年間に麻薬を調剤した回数（麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨。）を記載すること。

〈基準〉

- ・在庫として保管する品目数や種類は当該薬局の調剤の状況等に応じて薬局で判断しても差し支えないが、麻薬の調剤の求めがあった場合に、薬局の事情等により当該麻薬の調剤を断ることは認められないものであり、速やかに必要な麻薬を入手できる体制を構築しておくこと。10 医療安全対策（第4項第5号）

「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去1年間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、過去1年間の報告回数を記載すること。

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、過去1年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数（実績がない場合はその旨）を記載すること。

「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載すること。

- 11 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第4項第6号）
がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師（第4項第7号）
がんに係る専門的な内容の研修の受講（第4項第8号）
「常勤として勤務している薬剤師数」は認定申請時又は認定更新申請時における人数、
「継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数」は認定申請又は認定更新申請に係る薬局において1年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数を記載すること。「第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧」は、該当する薬剤師がわかるよう、薬剤師の氏名、免許番

号、常勤の勤務期間、がんの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修の主催者、受講年月日及びがんに係る専門性の認定の有無を記載した一覧を添付すること（別紙例示 12-2）。

このうち、第 7 号に該当する薬剤師は、規則第 10 条の 3 第 6 項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写しを添付すること。

〈基準〉

- ・「常勤」は、原則として、週当たりの勤務時間が 32 時間以上の場合であること。
- ・「継続して 1 年以上常勤として勤務」は、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して 1 年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当する。
- ・勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週 32 時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週 24 時間以上かつ週 4 日以上勤務であれば常勤として取り扱うものとする。
- ・常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に 1 年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。
- ・傷病の区分に係る専門性の認定を受けた薬剤師とは、規則第 10 条の 3 第 6 項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定する者であること。

12 地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施（第 4 項第 9 号）
研修の実施計画の写しを添付すること。

13 地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供
（第 4 項第 10 号）

「情報提供先」は、特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供施設の名称を、地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の名称等を記載すること。

また、情報提供の内容は、抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を 1 回分添付すること。

参考として、過去 1 年間にこれらの情報を提供した回数を記載すること。

14 認定基準適合表に添付する資料には資料番号を付記し、「別紙（ ）のとおり」の括弧にその資料番号を記載すること。

15 記載内容が多くなる場合は、記載欄を増やすことや別に記載して添付することでも差し支えないこと。

16 この様式の大きさは、A 4 とすること。